

日本憲法の改正の是非

2022年8月15日

DF 安全保障分科会

和田文男

I 現有憲法の改正を行う。

1. 改正の必要性

- (1) 現有日本国憲法は有事を想定して作られておらず、我国の非常事態における包括的な原則が明文化されていない。
- (2) 未だに自衛のための自衛隊の存在が「違憲」であるとの学者説も有って、改正により自衛のための軍隊（自衛隊）を持つ事を憲法に明記すべきである。
（国際的には自衛隊は国際法上の軍隊として取り扱われているが、国内では軍隊ではないとの解釈もあり、この矛盾をすっきりさせる）
- (3) 現有憲法の3大原理を堅持しつつ、日本を取り巻く環境が変化している事態への即応を憲法で示す。現有憲法を状況に合わせて「解釈憲法」して法を益々虚なものにする事は避けるべきである。

3大原理	国民主権	}	あくまで 基本原理は 維持する。
	基本的人権の尊重		
	平和主義		

- (4) 憲法改正は現有憲法第96条でも認めており、改正の仕方も明記している。

(他国の改正)

米国 6回

仏 27回

インド 103回

中国 10回

韓国 9回

ドイツ 65回

伊 16回

(5) 同盟国からの指摘（米国議会筋からの）

「米国は尖閣諸島を守る必要はない。日本は同盟相手の米国が他国から攻撃を受けても助けようとしなくて、何時も憲法を口実にする」
同盟国の理解がしやすい様にしておく。

2. 改正箇所と案

①第9条の自衛隊の位置づけを実態に側した内容に改正する。

(現有憲法第9条)

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇、又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。
国の交戦権は、これを認めない。

(改正私案)

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求する。

日本国は国際平和の維持と国民の生命・財産及び領土を守るため、自衛のための軍隊を保有し、いかなる国の侵略や干渉も許さない。

自衛のための戦争を担う軍隊を自衛隊という。

②戦争や災害を含む「非常事態」の定義と誰がその決定を下すのかの規定がない。新しい条項の追加。

↑

国会が決定する場合、国会が開けない場合、政府に政令発出の権限を与えても良いと考える。

但し、人権の制約をどの様にするかについての熟考が必要。

「緊急事態とは」

- 1) 国家有事・安全保障事態の発生
- 2) 大規模災害の発生
- 3) テロや内乱事態の発生
- 4) コロナの如き感染症の蔓延事態発生

世界104ヶ国の憲法に於いて「非常事態」について明文化されている。

3. 改正を必要としない事項

「集団的自衛権」の是非について長年司法上争われており、第9条を改正する際に明文化が考えられるが、1959年の「砂川判決」により、「集団的自衛権」が認められおり、新しい条文は必要としないと考える。

「憲法第9条は日本が主権国として持つ固有の自衛権を否定しているものではない」としているが、自衛権発動の条件として

↓

「①我国に対する武力攻撃が発生したこと、我国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること。②他に適当な手段がないこと。③最小必要制度の武力行使に止めること。」により集団的自衛権を認めており、自衛のための武力行使を最小必要制度にせよとの実態に即さない判決になっているが、敢えて憲法に記載するまでもないと考える。

II 憲法改正の真意

憲法改正に対する日本国民の民意は2022年5月の毎日新聞調査によると、賛成58%、反対26%と徐々に高まって来ている。最近のウクライナ/ロシア戦争や台湾情勢による反応と思われるが、改めて日本国の実力や国民のメンタリティを考慮すると、あらゆる手段を講じて戦争に巻き込まれることを回避すべきであると考えられる。

憲法改正や自衛隊の軍隊への位置付けも全て自衛の「門構え」である。

多くの国民の自宅の門にセキュリティ会社の「警戒中」のステッカーを貼付している如く、侵略に対しては自国軍隊で徹底して自衛の戦いをする態勢を採る意思表示と効率的な武力を有して、「集団的自衛権」を行使出来る集団安全保障のサークルに入っていることで（米国が中心であるが）日本国の安全が高まることが期待出来ると思われる。

現有憲法が制定されて77年経過した現在、安全保障環境が変わった現実に鑑み「猛犬に注意」の張り紙の裏付けをしておく必要があると考える。

以上